

住居・勤務地等変更届出書

年 月 日付けで交付申請した内容について、変更があったので、広島県地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

申請者 氏名

住所

届出の内容

変更内容		□居住地 □勤務先	※該当するものを☑又は■と記載してください。
変更日(居住地)		年 月 日	※変更があった日を記入してください。
変更日(勤務地)		年 月 日	※変更があった日を記入してください。
変更前の居住地		〒	※変更内容を記載してください。 ※企業名は支店名まで記入してください。
変更後の居住地		〒	
変更前の勤務地	企業名		
	住所	〒	
変更後の勤務地	企業名		
	住所	〒	

- (1)次の場合には、広島県地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、支給額の全額又は半額の返還を請求します。
- ア 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合:全額
 - イ 交通費を申請した場合は、地方就職支援金の申請日から1年以内に地方就職支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合
 - ウ 交通費を申請した場合は、地方就職支援金の申請日から1年以内に神石高原町に転入しなかった場合(ただし、申請時に既に神石高原町に住民票がある場合を除く。):全額
 - エ 地方就職支援金の要件を満たす職を就業から1年以内に辞した場合(ただし、退職から3か月以内に県内の別の企業に就業する場合を除く):全額
 - オ 転入日又は要件を満たす就業先企業への就業日のいずれか遅い日から3年未満に神石高原町以外の市区町村に転出した場合:全額
 - カ 転入日又は要件を満たす就業先企業への就業日のいずれか遅い日から3年以上5年以内に神石高原町以外の市区町村に転出した場合:半額
- (2)広島県地方就職学生支援事業実施要領の規定に基づき、広島県地方就職学生支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要な事項の報告を求め、及び関係する場所に立入調査を行います。報告及び立入調査に応じない場合、虚偽の内容を申請したものと推定し、(1)に定める返還請求を行う場合があります。
- (3)神石高原町は、居住や就業の実態を確認するため、必要があると認める場合には、住民票を確認し、雇用企業に就業実態の確認を行う場合があります。確認の結果(1)に該当することが判明した場合も返還請求を行います。